

京都市文化財保護事業資金融資規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年9月18日

京都市長 門川 大作

京都市規則第39号

京都市文化財保護事業資金融資規則の一部を改正する規則

京都市文化財保護事業資金融資規則の一部を次のように改正する。

第1条中「(文化財保護法第2条第1項に規定する文化財をいう。以下同じ。)の保護」を「の保護及び選定保存技術の保存」に改める。

第21条を第22条とし、第20条を第21条とする。

第19条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「第8条第2項」を「第9条第2項」に改め、同項第3号中「第15条第1項又は第16条」を「第16条第1項又は第17条」に改め、同条を第20条とする。

第18条を第19条とする。

第17条第1号中「申請書等」を「申込書等」に改め、同条を第18条とする。

第16条を第17条とし、第11条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。

第10条の見出し中「申請」を「申込み」に改め、同条第1項中「前条第1項」を「前条」に、「申請が」を「申込みが」に、「同項」を「同条」に、「申請書等」を「申込書等」に、「申請者」を「申込者」に改め、同条第2項中「申請書等」を「申込書等」に、「申請者」を「申込者」に改め、同条を第11条とする。

第9条の見出しを「(融資のあっせんの申込み)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「融資あっせんを」を「融資のあっせんを」に、「文化財保護事業資金融資あっせん申請書」を「文化財保護事業資金融資あっせん申込書」に改め、「の各号」を削り、「申請しなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第2項を削り、同条を第10条とする。

第8条第3項中「年3パーセント」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定文化財等又は選定保存技術に係る事業 年1. 1パーセント
- (2) 指定文化財等に準じるものに係る事業 年1. 6パーセント

第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「本市の区域内に存する文化財を所有し、管理し、若しくは保護する者又は無形文化財」を「指定文化財等の所有者、管理団体、保護団体、保持者若しくは保持団体又は選定保存技術」に、「保持団体」を「保存団体」に改め、「住所」の右に「(団体にあっては、主たる事務所の所在地)」を加え、同条第2号中「認められる」の右に「者である」を加え、同条第3号を次のように改める

- (3) 債還する能力があると認められる者であること。

第6条を第7条とする。

第5条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「事業と」を「とおりと」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 文化財を保存するために必要な伝統的な技術又は技能の保存

第5条を第6条とし、第2条から第4条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化財 文化財保護法（以下「法」という。）第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。
- (2) 指定文化財等 本市の区域内に存する文化財のうち、法、京都市文化財保護条

例又は京都府文化財保護条例（以下「法等」という。）の規定により指定され、又は登録されたものをいう。

- (3) 選定保存技術 文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講じる必要があるものとして、法等の規定により選定されたものをいう。
- (4) 保存団体 選定保存技術を保護することを主たる目的とする団体で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。

第1号様式中「第9条関係」を「第10条関係」に改め、同様式注以外の部分中「文化財保護事業資金融資あっせん申請書」を「文化財保護事業資金融資あっせん申込書」に、「申請者」を「申込者」に改め、「印」を削り、「第9条の」を「第10条の」に、「申請します」を「申し込みます」に、

「

対象 文化 財	※ 所 在 地	
	名 称	
	※所有者	住 所 (団体にあっては、主 たる事務所の所在地)
		氏 名 (団体にあっては、名 称及び代表者名)
	指 定 等 の 区 分	
	指 定 等 の 年 月 日	

を

」

□国指定 □府指定 □市指定
□府登録 □市登録 □その他

「

対象 文化 財又 は選 定保 存技 術	文化財の所在地		
	名 称		
	指定等の区分	文化財	<input type="checkbox"/> 国指定 <input type="checkbox"/> 府指定 <input type="checkbox"/> 市指定 <input type="checkbox"/> 府登録 <input type="checkbox"/> 市登録 <input type="checkbox"/> その他
		選定保存技術	<input type="checkbox"/> 国選定 <input type="checkbox"/> 府選定 <input type="checkbox"/> 市選定
	指 定 等 の 年 月 日		年 月 日

」

改め、同様式注2を削り、同注1を同注とする。

第2号様式中「第12条関係」を「第13条関係」に改め、「印」を削り、「第12条の」を「第13条の」に改め、「事業が完了したので」を削る。

第3号様式中「第14条関係」を「第15条関係」に改め、「印」を削り、「第14条の」を「第15条の」に改め、「融資資金を事業に要した費用の支払に充てたので」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年9月24日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市文化財保護事業資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後に融資の申込みがなされる融資の資金について適用し、同日前に融資の申込みがなされた融資の資金については、なお従前の例による。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)